

CONTENTS

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます…2
 「ねんきんネット」はマイナポータルとの連携で簡単に利用できます…3 11月はねんきん月間です…4
 社会保険事務講習会の開催…5 ご家族の健診受診はお済みですか?…6
 健診結果が「要治療」「要精密検査」の方は必ず医療機関を受診しましょう…7
 新規「健康経営宣言」事業所をご紹介します…8



ゴンドラ(北秋田市阿仁)

北秋田のシンボル「森吉山」は、山頂近くまでゴンドラで行け、気軽にトレッキングを楽しめる人気スポット。夏は高山植物が咲き乱れる「花の百名山」として知られ、秋はコントラストのすばらしい紅葉が、冬はスキーと樹氷の名所として有名。

※秋のゴンドラの営業は11月3日まで。また、大雨の影響で所々道路が寸断されていますので、こちら方面へお出かけの際は道路状況等のご確認をお願いします。

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<https://www.nenkin.go.jp> 電子政府の総合窓口 e-Gov →<https://www.e-gov.go.jp>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<https://www.kyoukaikaikenpo.or.jp>

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は所得税法上、全額が社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除対象となるのは、令和7年中に納付された保険料です（令和7年中に納付されたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

社会保険料控除の適用を受ける場合は、年末調整や確定申告の際に、その保険料の支払いをしたことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が被保険者宛に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際にご利用下さい。

対象者	送付方法	発送時期
令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵 送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
	電子送付	令和7年10月中旬から10月下旬にかけて順次
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 （上段の対象者は除きます）	郵 送	令和8年2月上旬
	電子送付	令和8年1月下旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ & A

Q：質問	A：回答
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます）は、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。 国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際に、この控除証明書や領収証書を申告書に添付することが義務付けられています。
控除証明書はどのような人に送付されるのですか。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付した方（被保険者ご本人宛）に送付します。
電子版の控除証明書は受け取れるのですか。	マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書が届きます。 ※電子送付希望の登録をすると、郵送されなくなります。

「ねんきんネット」はマイナポータルとの連携で簡単に利用できます

事前準備

連携に必要なもの

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

マイナンバーカード受け取り時に設定した
「利用者証明用電子証明書パスワード」

(例) 1 2 3 4

③マイナポータルにログイン



<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面「年金」から「ねんきんネットとの連携」欄の「連携をはじめる」を選択する
- ② 「連携に同意する」にチェックを入れ「ねんきんネットと連携」を選択する
- ③ 連携手続き完了後、ねんきんネットの「メールアドレスの登録/変更」画面に切り替わるため、メールアドレスを登録する
- ④ 登録したメールアドレスに送付されるワンタイムパスワードを認証して完了

※ 留意事項

初めて利用する場合、連携が可能な時間帯は、平日8時から23時までです。
上記時間帯以外に操作された場合や審査中の場合は、平日10時10分以降に再度マイナポータルの「年金」から、連携が完了していることをご確認ください。
または、②の操作後に表示される「受付完了」画面の「メール通知の設定」から通知の設定を行うと、ねんきんネットとの連携完了をメールでお知らせします。

【①の画面イメージ】



社会保険料控除証明書を電子送付で受け取るには

マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログイン
- ② マイナポータルトップ画面の「年金」を選択
- ③ 「通知書のペーパーレス化」を選択

⇒ねんきんネットに自動でログインします。

※ 本サービスの利用には、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。
連携手続きがお済みでない方は、上記をご覧ください。



<https://myna.go.jp>

【ステップ1②の画面イメージ】



ねんきんネットで電子送付希望の登録

「電子送付の希望の登録/変更」画面で「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」欄の「電子送付する」を選択してください。

※ 電子送付の希望登録をした場合、郵送は停止されます。

【ステップ2の画面イメージ】



マイナポータルで電子データの受け取り

10月下旬頃に、当年分の控除証明書の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。

電子送付の登録方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

ねんきんネット 控除証明書 電子送付

検索



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html

日本年金機構
Japan Pension Service